

## 令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査 実施状況

- 1 社会福祉法人  
長野市所管 61 法人中、25法人について一般指導監査を実施
- 2 社会福祉施設等  
長野市所管150施設中、104施設について一般指導監査を実施

### 3 社会福祉法人・社会福祉施設等指導結果

区分	所管数 a	計画数 b	実施数 c	実施率 (対所管数) c/a	実施率 (対計画数) c/b
(1) 社会福祉法人	61	26	25	41%	96%
社会福祉施設等	150	122	104	69%	85%
(2) 第一種社会福祉事業	62	34	16	26%	47%
救護施設	2	1	1	50%	100%
養護老人ホーム	1	1	1	100%	100%
特別養護老人ホーム	43	23	13	30%	57%
軽費老人ホーム	9	5	1	11%	20%
障害者支援施設	4	2	0	0%	0%
社会事業授産施設	3	2	0	0%	0%
(3) 第二種社会福祉事業	88	88	88	100%	100%
小規模保育事業等	5	5	5	100%	100%
保育所等 ※1	70	70	70	100%	100%
幼保連携型認定こども園 ※2	13	13	13	100%	100%
計	211	148	129	61%	87%

※1 市立：保育所 30施設（休園施設を除く）・保育所型認定こども園 1施設

私立：保育所 34施設・保育所型認定こども園 5施設

※2 市立幼保連携型認定こども園：1施設

私立幼保連携型認定こども園：12施設

#### (1) 社会福祉法人指導監査結果

一般指導監査の結果、25法人中、12法人に対し31件の文書指摘を行った。

主な指摘事項は、次のとおり

項目	主な指摘事項
法人運営について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会や理事会を決議の省略（みなし決議）により行う場合に、全評議員又は全理事の同意書等を徴取していない（同意を得ていない）。監事が異議を述べていないことを確認書等で確認していない。</li> <li>・決議の省略による理事会の際、現行社会福祉法で認められていない書面による議決権行使を行っている。</li> <li>・理事会の議事録について、10年間、書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いていない。</li> <li>・評議員会の議事録に、必要な記載事項が記載されていない。</li> <li>・評議員会の決議事項を、事前の理事会で議案として決議していない。</li> <li>・監事の選任に関する評議員会の議案について、在任監事の過半数の同意を得ていない</li> <li>・理事長の職務執行状況を、定款に定める回数以上、理事会に報告していない。</li> </ul>
会計管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産目録、附属明細書及び注記が、法令に基づいて適正に作成されていない。</li> <li>・法令に定められた全ての決算書類について、理事会及び評議員会の承認を受けていない。</li> <li>・収益事業と社会福祉事業を区分して会計を管理していない。</li> </ul>

#### (2) 社会福祉施設等（第一種社会福祉事業）指導監査結果

一般指導監査の結果、16施設中、8施設に対し11件の文書指摘を行った。

主な指摘事項は、次のとおり

項目	主な指摘事項
運営管理に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬加算を適切に算定していない。</li> <li>・職員配置について、基準上の人員を満たしていない月があった。</li> </ul>
入所者処遇に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束を行う際に、その態様、時間、心身状況及び理由を記録していない。</li> </ul>

(3) 社会福祉施設（第二種社会福祉事業）指導監査結果

一般指導監査の結果、88施設中、9施設に対し23件の文書指摘を行った。

主な指摘事項は、次のとおり

項目	主な指摘事項
運営管理に関する こと	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育士数が2人を下回る時間がある。</li><li>・常時使用する職員の雇入れ時の健診を実施していない。</li><li>・育児・介護休業規程が法改正に対応したものとなっていない。</li><li>・産業医（労働者常時50人以上）や衛生推進者（同常時10人以上50人未満）を選任していない。</li><li>・非常勤職員に対して、規則に定める年次有給休暇を付与していない。</li><li>・避難訓練及び消火訓練を月一回以上行っていない。</li><li>・消防用設備等の定期点検を6ヶ月毎に実施しておらず、年1回の消防署への報告を行っていない。</li></ul>
入所者処 遇に関す ること	<ul style="list-style-type: none"><li>・土曜日保育の際、満3歳未満児に対し、調理パン等保育所外で調理したものを搬入し提供している。</li><li>・ビニールプールの塩素消毒を実施していない。</li></ul>
会計経理 について	<ul style="list-style-type: none"><li>・当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の30パーセント以下の保有となっていない。</li></ul>